

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第3324号)

令和8年2月19日

横情審答申第3324号

令和8年2月19日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松村 雅生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

令和6年11月15日教健第2871号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「「（1）市長への説明時の記録、市長からの指示の記録」外1件の不開示決定のうち「（2）特定月日の市長定例記者会見で特定新聞社からの質問に特定部長が答えるときに見ていた紙」」の不開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「特定月日の市長定例記者会見で特定新聞社からの質問に特定部長が答えるときに見ていた紙」を保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和6年8月16日付で行った上記1記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の不開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の不開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書を保有していないため不開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 特定月日の記者会見（以下「本件記者会見」という。）では、教育委員会事務局健康教育・食育課で予定していた報告内容はなく、事業等の資料は作成していない。
- (2) 特定部長が本件記者会見時に持参していたメモは、本市の報告内容以外に記者から中学校給食についての質問が出た場合に回答できるように特定部長自らが作成したものであり、行政文書として扱っておらず、本件記者会見後の当日中に廃棄している。
- (3) 本件審査請求文書は、個人のメモであって組織的に用いた文書とはいえないことから、作成しておらず、保有していないため、不開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、反論書及び主張書面において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分の取消しを求める。
- (2) 本件記者会見で使う資料が行政文書でないという認識は妥当でない。
- (3) 本件記者会見で報告を予定していなかったのにもかかわらず、特定部長がたまた

ま本件記者会見場において、記者が市長に質問したことをたまたまそこにいた特定部長が個人的なメモで回答するということが、あまりにも偶然過ぎる。

- (4) 市長定例記者会見という業務の中で必要だからその場に居合わせ、必要だから文書を用意していたと考えるのが普通である。その場合は業務として居合わせ、業務として用意した文書なので公文書として開示を求める。
- (5) 本件審査請求文書は廃棄済みとのことだが、データで保存されているもの、また、バックアップされているものも含め、開示を求める。

5 審査会の判断

(1) 本件審査請求文書について

本件記者会見において、特定新聞社の記者からの質問への回答時に特定部長が持参していたとされるメモであると解される。

(2) 本件審査請求文書の不存在について

ア 実施機関は、本件審査請求文書を保有していないと主張しているため、当審査会が実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

(ア) 健康教育・食育課が本件記者会見で報告する内容はなかったが、本件記者会見の前日に中学校給食に脱炭素剤が混入したおそれがあるとしてご飯の提供を中止した事案（以下「本件事案」という。）が記事となって公表されたため、急きょ、特定部長が本件記者会見に出席することとなった。

(イ) そのため、他で審査請求人に開示済みである「市長への説明資料」及び「保護者への配布資料」に特定部長自らが加筆やマーカーをして、質問がなされた場合に回答できるように本件記者会見上に持参したものである。

(ウ) 本件記者会見の内容は、後に逐語で横浜市ウェブサイトにおいて公表されるため、持参したメモを所持しておく必要はなく本件記者会見後に廃棄した。

イ 当審査会は、以上を踏まえ、行政文書該当性について次のように判断する。

(ア) 条例第2条第2項は、「「行政文書」とは・・・実施機関の職員・・・が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録・・・であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう」と規定している。

(イ) 実施機関の説明によれば、当該メモは、本件記者会見の前日に本件事案が記事となり公表されたため、急きょ、特定部長自らが作成したメモとのことであるので、中学校給食に係る事務対応のため職務上作成した文書であると解する

ことができる。

- (ウ) 次に当該メモが、組織的に用いるものとして実施機関が保有しているものであるか否かについて検討する。「組織的に用いる」とは、その作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において、業務上必要なものとして、利用され、又は保存されている状態のものを意味すると解するのが相当である。そして、作成し、又は取得された文書が、どのような状態にあれば組織的に用いるものであるかについては、当該文書の作成又は取得の状況、利用の状況、保存又は廃棄の状況などを総合的に考慮して実質的な判断を行うのが相当である。

当該メモは、審査請求人へ開示済みの「市長への報告」及び「保護者への連絡文書」に特定部長が加筆等をしたものであり、加筆等がなされた文書は職員間で共有しておらず、記者に見せる又は配布するものでもなく、質問対応をするために職員個人の補助的なものとして作成されているため、組織的に用いる文書だとは認められない。また、本件記者会見の内容は横浜市ウェブサイトにて逐語で公表されることから、当該メモを保有している必要がなく廃棄済みであるという実施機関の主張に不自然・不合理な点は認められず、当該メモが組織的に利用されていたとは認められない。

- (エ) したがって、当該メモは、特定部長が職務上作成した文書であっても、その作成、利用、保存等の状況が作成した特定部長個人の段階にとどまっており、実施機関において、業務上必要なものとして利用され、又は保存されている状態とはいえ、職員が組織的に用いるものであると解することはできないため、条例第2条第2項に規定する行政文書に該当しない。
- (3) 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。
- (4) 以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 金井恵里可、委員 藤嶋崇友、委員 山本紗知

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 6 年 11 月 15 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令 和 6 年 12 月 9 日	・ 実施機関から反論書の写しを受理
令 和 6 年 12 月 23 日	・ 審査請求人から主張書面を受理
令 和 7 年 12 月 18 日 (第322回第三部会)	・ 審議
令 和 8 年 1 月 15 日 (第323回第三部会)	・ 審議